

介護予防・日常生活支援総合事業について

- 1 介護保険法の目的
- 2 総合事業の分類
- 3 通所型・訪問型サービスの基本報酬の構造
- 4 サービス算定の考え方について
- 5 訪問型サービスの算定パターン

介護保険法抜粋

第一条（目的）	有する能力に応じ <u>自立した日常生活</u> を営むことができるよう必要な医療・サービスに係る給付を行う為、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設けている
第二条 第二項	<u>状態の軽減又は悪化防止</u> 、医療との連携に十分配慮して行わなければならない
第二条 第三項	<u>被保険者の選択に基づき</u> 、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者又は施設から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない
第二条 第四項	その居宅において、その有する <u>能力に応じ自立した日常生活</u> を営むことができるよう配慮
第四条（国民の努力義務）	加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚、 <u>要介護状態</u> となった場合においても、進んでリハビリ・福祉サービスを利用しその有する <u>能力の維持向上</u> に努める



軽度のうちに早期から関わることで重度化予防！
改善を図ることを目指しています！

総合事業の分類

サービス・活動事業

通所型サービス（対象者： 要支援 1、2、事業対象者）

- ①介護予防型通所サービス
- ②トレーニング型通所サービス

訪問型サービス（対象者： 要支援 1、2、事業対象者）

- ③介護予防型訪問サービス
- ④ターミナル支援型訪問サービス
- ⑤生活援助型訪問サービス

一般介護予防事業（対象者：すべての人）

いきいき百歳体操、介護予防講座 など

通所型サービスの基本報酬

月額包括報酬 (定額払い)	1 週当たりの標準的な回数を定める場合（1 月につき）	
	(1) 要支援 1 ・事業対象者	1,798 単位 日割 59 単位
	(2) 要支援 2 ・事業対象者（※特別な事情の場合）	3,621 単位 日割 119 単位

回数制 (出来高払い)	1 月当たりの回数を定める場合（1 回につき）	
	(1) 要支援 1 ・事業対象者 (月 1 回～ 4 回)	436 単位
	(2) 要支援 2 ・事業対象者（※特別な事情の場合） (月 1 回～ 8 回)	447 単位



訪問型サービスの基本報酬

月額包括報酬 (定額払い)	1 週当たりの標準的な回数を定める場合（1 月につき）		
	(1) 週 1 回程度	1,176 単位 日割 39 単位	+ - 加算・減算
	(2) 週 2 回程度	2,349 単位 日割 77 単位	
	(3) 週 2 回を超える程度	3,727 単位 日割 123 単位	
回数制 (出来高払い)	1 月当たりの回数を定める場合（1 回につき）		
	(1) 標準的なサービス	287 単位	+ - 加算・減算
	(2) 生活援助が中心	20分～45分の生活援助 179 単位 45分以上の生活援助 220 単位	
	(3) 短時間の身体介護中心	短時間の身体介護 163 単位	

必要なサービスを必要な者の選択に基づき提供することが可能

月当たり上限単位数3,727単位

サービス算定の考え方について（共通事項）

【通所型サービス】

月額包括報酬 又は 回数制で算定 ※適切なアセスメントにより必要なサービスを検討	月額包括報酬 (定額払い)	1 週当たりの標準的な回数を定める場合（1 月につき）				+ - 加算・減算
		(1) 要支援 1 ・ 事業対象者	日割	1,798 単位		
				59 単位		
	(2) 要支援 2 ・ 事業対象者（※特別な事情の場合）	日割	3,621 単位			
			119 単位			
	又は					
回数制 (出来高払い)	1 月当たりの回数を定める場合（1 回につき）					
	(1) 要支援 1 ・ 事業対象者	(月 1 回～ 4 回)	436 単位			
	(2) 要支援 2 ・ 事業対象者（※特別な事情の場合）	(月 1 回～ 8 回)	447 単位			

【訪問型サービス】

月額包括報酬 又は 回数制で算定 ※適切なアセスメントにより必要なサービスを検討	月額包括報酬 (定額払い)	1 週当たりの標準的な回数を定める場合（1 月につき）			
		(1) 週 1 回程度	日割	1,176 単位	単位
			39 単位		
		(2) 週 2 回程度	日割	2,349 単位	単位
	77 単位				
	(3) 週 2 回を超える程度	日割	3,727 単位	単位	
		123 単位			
	回数制 (出来高払い)	1 月当たりの回数を定める場合（1 回につき）			
		(1) 標準的なサービス		287 単位	単位
		(2) 生活援助が中心	20分～45分の生活援助	179 単位	単位
45分以上の生活援助			220 単位	単位	
(3) 短時間の身体介護中心		短時間の身体介護	163 単位	単位	

又は

+
-
加算・減算

(5週)2025年5月分

サービス提供票

認定済・申請中																	
保険者番号							保険者名							居宅介護支援事業者事業所担当者名			
被保険者番号							フリガナ 被保険者氏名										
生年月日	明・大・昭 年 月 日				性別			要介護状態区分 変更後 要介護状態区分 変更日	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 年 月 日					区分支給 限度基準額			
提供時間帯	サービス内容	サービス事業者事業所名	福祉用具貸与の場合のみ 用具名称 (機種名)		TAIS・届出コード		日付 曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	通所型独自サービス11 A 6 1 1 1 1						予定										
							実績										
							予定										
							実績										

月額包括報酬のサービス

月によって変化しません

(4週)2025年6月分

サービス提供票

認定済・申請中																	
保険者番号							保険者名							居宅介護支援事業者事業所担当者名			
被保険者番号							フリガナ 被保険者氏名										
生年月日	明・大・昭 年 月 日				性別			要介護状態区分 変更後 要介護状態区分 変更日	1 2 3 4 5 1 2 3 4 5 年 月 日					区分支給 限度基準額			
提供時間帯	サービス内容	サービス事業者事業所名	福祉用具貸与の場合のみ 用具名称 (機種名)		TAIS・届出コード		日付 曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	通所型独自サービス21 A 6 1 1 1 3						予定										
							実績										
							予定										
							実績										

回数制のサービス

請求段階でサービスコードを変更して請求しない！！



事業所が決めるの？

ケアマネジャーが決めるの？

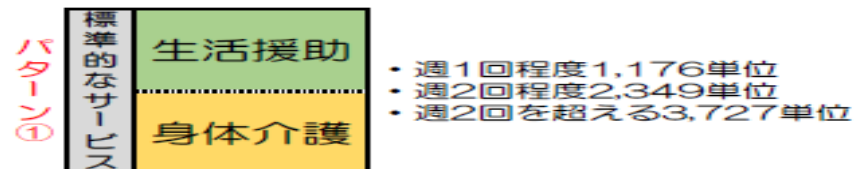
利用者に選択してもらうの？



月当たりの訪問型サービスの算定パターン

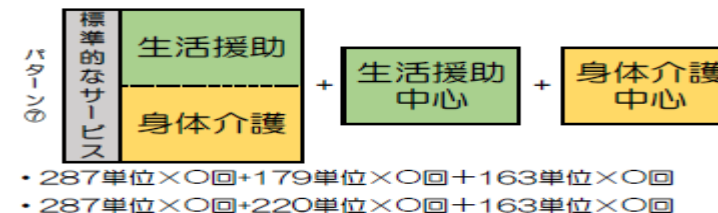
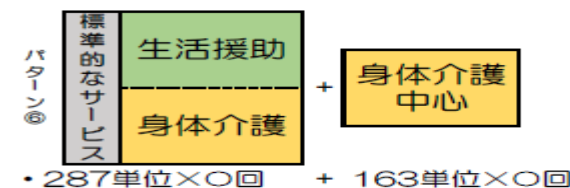
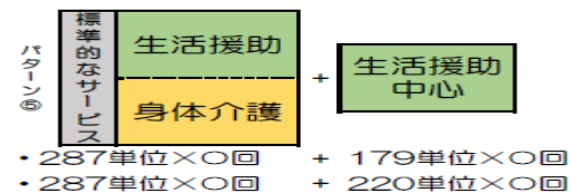
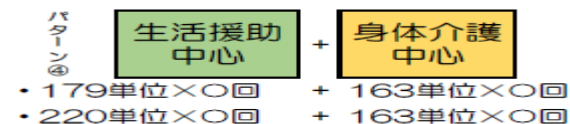
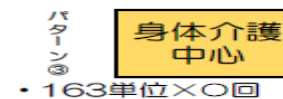
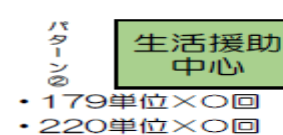
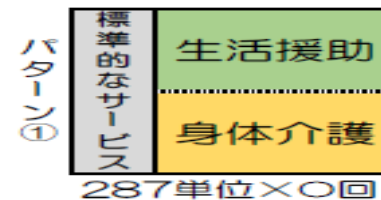
月額包括報酬プランに位置付け

特徴 月当たりの定額払い(月単位定額報酬)

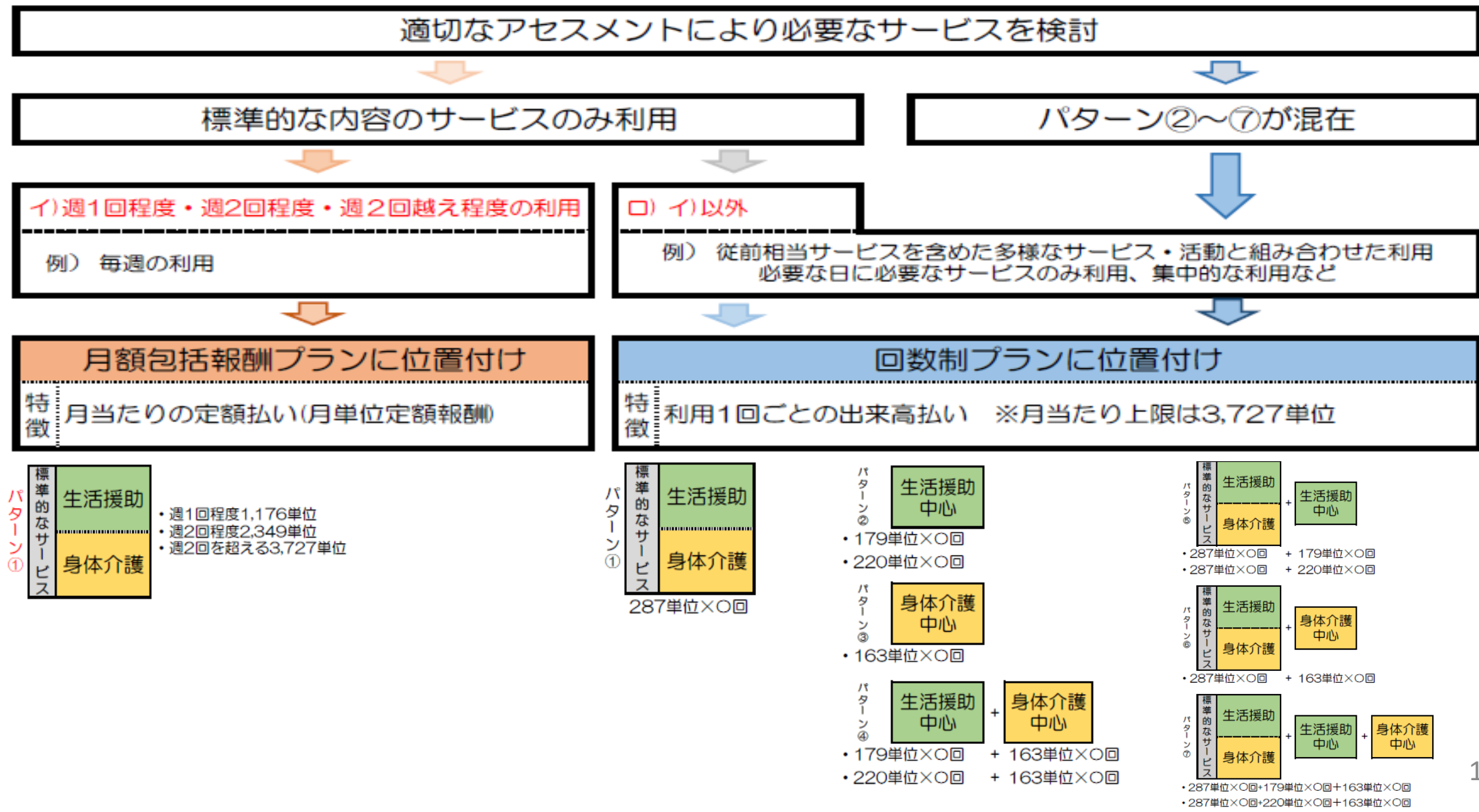


回数制プランに位置付け

特徴 利用1回ごとの出来高払い ※月当たり上限は3,727単位



月当たりの訪問型サービスの算定の考え方と算定パターン



月当たりの訪問型サービスの算定の考え方と算定パターン

月額包括報酬プランに位置付け

特徴

月当たりの定額払い(月単位定額報酬)

回数制プランに位置付け

特徴

利用1回ごとの出来高払い ※月当たり上限は3,727単位

標準的なサービス

生活援助

身体介護

パターン①

- 週1回程度1,176単位
- 週2回程度2,349単位
- 週2回を超える3,727単位

標準的なサービス

生活援助

身体介護

パターン①

287単位×〇回

標準的なサービスを
週1回程度
週2回程度
週2回を超える
利用の必要がある

左記以外の場合

ケアプランの見直し

【パターン⑤～⑦】の注意事項①
状態像等の変化で
生活援助中心あるいは
身体介護中心
またはその両方が
不要になった場合は…

標準的なサービス

生活援助

身体介護

パターン⑤

生活援助中心

- 287単位×〇回 + 179単位×〇回
- 287単位×〇回 + 220単位×〇回

標準的なサービス

生活援助

身体介護

パターン⑥

身体介護中心

- 287単位×〇回 + 163単位×〇回

標準的なサービス

生活援助

身体介護

パターン⑦

生活援助中心

身体介護中心

- 287単位×〇回 + 179単位×〇回 + 163単位×〇回
- 287単位×〇回 + 220単位×〇回 + 163単位×〇回

生活援助中心

パターン②

- 179単位×〇回
- 220単位×〇回

身体介護中心

パターン③

- 163単位×〇回

生活援助中心

身体介護中心

パターン④

- 179単位×〇回 + 163単位×〇回
- 220単位×〇回 + 163単位×〇回

【市ホームページ掲載箇所・問合せ先】

【総合事業におけるQ&A】

トップページ＞行政・くらし＞事業者の方へ＞介護・福祉＞介護予防・日常生活支援総合事業＞サービスコード表・単位数表マスタ・Q&A

【算定の考え方について】

トップページ＞組織から探す＞福祉部高齢者支援課＞介護・福祉＞介護予防・日常生活支援総合事業＞通知・説明会資料

.....

【問合せ先】

高齢者支援課 地域包括ケア係 ☎079-427-9715